

こうち人づくり広域連合補助金交付規則

平成15年3月10日

規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、補助金の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行なうものをいう。
- (3) 間接補助金 こうち人づくり広域連合以外のものが相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。
- (4) 間接補助事業 前号の給付金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (5) 間接補助事業者 間接補助事業を行なうものをいう。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を別に定める期日までにこうち人づくり広域連合長(以下「広域連合長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分、経費の使用法、当該事業の着手及び完了の予定期日その他当該事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した関係書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認めるもの

3 広域連合長は、第1項の申請書の記載すべき事項に必要と認める事項を追加し、又はその一部を省略させることがある。

(補助金の交付の決定)

第4条 広域連合長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 広域連合長は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするこ

とがある。

(補助金の交付の条件)

第5条 広域連合長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更(広域連合長の定める軽微なものを除く。)をする場合において、すみやかに広域連合長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を行なうため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用に関すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、広域連合長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに広域連合長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了後においても従うべき事項に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行につき必要と認める事項。
- (7) 補助事業者が間接補助金の交付をする場合において前各号の条件を付されているときは、間接補助事業者に対し、これを履行するために必要な条件を付すること。

(決定の通知)

第6条 広域連合長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請したものに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をしたものは、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、広域連合長の別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げのあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 広域連合長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 広域連合長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者又は間接補助事業者が、その責に帰すべき事情によらないで補助事業又は間接補助事業を遂行することができなくなった場合

3 広域連合長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費について補助金を交付することがある。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行なうため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の規定により交付する補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合及びその交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

5 第6条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業の遂行等)

第9条 補助事業者は、法令、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他広域連合長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なうものとし、補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって、間接補助事業を行なわせなければならない。

(状況報告、調査及び指示)

第10条 広域連合長は、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行なうものとする。ただし、広域連合長が特に必要がないと認めるものについては、省略することがある。

2 広域連合長は、前項の報告及び調査又は広域連合監査委員の監査の結果により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

3 広域連合長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

4 前項の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第15条第1項第5号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第5条第1項第3号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて広域連合長に報告しなければならない。補助金の交付決定に係る広域連合の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日又は会計年度が終了した日から2箇月以内で広域連合長の定めた日までに行なうものとする。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第12条 広域連合長は、前条の報告を受けた場合において、当該補助事業を検査又は確認のうえ当該補助事業者に交付すべき額を確定する補助事業(以下「完成補助事業」という。)については、当該報告等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その

報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。
(是正のための措置)

第13条 広域連合長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

2 第11条第1項及び前条の規定は、前項の指示に従って行なう補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、完成補助事業にあつては第12条の規定により交付すべき額を確定した後、完成補助事業以外の補助事業にあつては第4条の規定による補助金の交付の決定のあつた後に交付するものとする。ただし、広域連合長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払及び前金払をすることができる。

(決定の取消し)

第15条 広域連合長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(3) 第9条の規定に違反したとき。

(4) 正当な理由がなく第10条及び第11条の規定による報告をせず、又は第10条及び第12条の調査を拒んだため補助事業の内容が確認できないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は広域連合長の指示に従わなかったとき。

2 広域連合長は、間接補助事業者が間接補助金を他の用途へ使用し、又は間接補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項及び第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第16条 広域連合長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

2 広域連合長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

3 広域連合長は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが、前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により返還の期限を延長することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をしようとするときは、その旨を記載した申請書に、その

返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

- 5 第6条の規定は、第1項から第3項までの規定により補助金の返還又は返還期限の延長をした場合について準用する。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、第15条第1項の規定による取消しに関する補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を広域連合に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を広域連合に納付しなければならない。

- 5 第1項及び前項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 6 広域連合長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の規定による加算金又は第4項の規定による延滞金について異なる割合を定めることがある。

(他の補助金の一時停止)

第18条 広域連合長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

- 2 第6条の規定は、前項の一時停止の場合について準用する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金の名称、目的、額及び補助率、交付の対象並びに事業の内容その他補助金の交付に関する具体的業務の実施細目については、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。